裁決書

審査請求人 〇 〇 〇 〇 処 分 庁 熊 取 町 長

審査請求人が令和5年4月6日付けで提起した情報不存在決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主文

本件審査請求を棄却する。

第1 事案の概要

- 1 審査請求人は、条例第5条第1項の規定により、令和4年12月15日に、処分庁に対し、次の本件対象文書の公開請求(以下「本件公開請求」という。)を行った。
- ・個人情報保護条例制定当時に個人情報保護規則第5条に規定する告示をおこなった文書 を保存する際に文書取扱規程第34条に基づき総務課長が付した文書保存番号がわかるも の
- 2 処分庁は、本件公開請求に対し、条例第11条の規定により本件処分を行い、令和4年 12月28日付4熊総第893号で審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、令和5年4月6日に、本件処分を不服として、行政不服審査法(平成26年法律第68号)により、熊取町長に対し審査請求(以下「本件審査請求」という。) を行った。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、次の理由から本件処分を取り消す及び情報公開条例に規定する公開請求 に対する決定等を改めて行うとの裁決を求めている。

- (1)熊取町は、令和4年2月15日付け3熊保育第2759号において、当該告示を行ったと主張している。また、告示文書は、文書取扱規程に基づき、永年保存しなければならない文書である。
- (2)熊取町は、令和4年12月28日付け4熊総第3479号において「熊取町規程のうち、熊取町長または町職員が規程に規定された事務を適切に実施していないもの」について存在しないと回答していることから、文書取扱規程に規定された事務は全て適切に実施しているということが確認できる。
- (3) 文書取扱規程第34条第2号に「総務課長は保存文書を保存期間別の文書保存箱に収納し、文書保存番号を付し書庫に格納する。」と規定されている。
- (4)告示文書を現年度扱いしていると主張するのであれば、熊取町は以下の点につき、より具体的に現年度扱いとする理由を述べよ。合理的な説明ができないのであれば、熊取町が主張する「引継ぎの対象としていない文書」とはいいきれず、「引継ぎの対象となる文書」であると私は主張する。
- ①告示は数十年前から行われているが、それをどのように常時使用しているか具体的に述べよ。
- ②告示文書の保管場所はどこか具体的に説明せよ。そして、保存文書の保存方法とどこがどう違うのか説明せよ。(実情が保存文書と同様であれば、それは引継ぎをすべき文書を引継がず保存していることとなる)
- ③文書取扱規程別表第1に、告示文書の保存期間が規定されているが、告示文書が現年度扱いの文書であれば、保存扱いされることはない。では何故、別表第1に告示文書の保存期間が規定されているか説明せよ。
- ④私が調べたところではあるが、熊取町以外の自治体で告示文書を現年度扱いとしている 自治体は存在しない。熊取町のみ、告示文書を現年度扱いしている理由を述べよ。または、 告示文書を現年度扱いしている熊取町以外の自治体名を示せ。

2 処分庁の主張

処分庁は、次のとおり主張し、本件審査請求の棄却を求めている。

(1)個人情報保護条例制定当時に個人情報保護規則第5条に規定する告示を行った情報については、文書取扱規程第32条第3項に基づき、引継ぎの対象としていない。 従って、その情報の確認のために同規程第38条の規定に基づく保存文書閲覧表を文書主管課長へ提出する必要がないため、文書不存在の通知を行ったものである。

1 情報公開審査会の判断

(1) 争点について

審査請求人は、熊取町長が3熊保育第2759号において個人情報保護条例制定当時に 縦覧の告示を行っていると主張していること、当該告示文書が永年保存文書であること、令 和4年12月28日付け4熊総第3479号において、熊取町規程のうち熊取町長又は町 職員が規程に規定された事務を適切に実施していないものについて、存在しないと回答し ていることから、熊取町が文書取扱規程に規定された事務をすべて適切に実施しているた め、文書取扱規程第34条第2号の規程により付番される文書保存番号は存在していると主 張している。

一方、処分庁は、公開請求された情報は、その情報の存否にかかわらず、文書取扱規程第32条第3項の規定に基づき、引継ぎの対象としていないため、当該情報は存在しないと主張している。

以上の点から、審査請求人が請求した情報が存在するか否かが争点である。

(2) 本件処分の妥当性について

本件対象文書は、個人情報保護条例制定当時に個人情報保護規則第5条に規定する告示を行った文書を保存する際に文書取扱規程第34条に基づき総務課長が付した文書保存番号が分かるものである。

町の文書は、文書取扱規程に基づき、保管、保存されているが、同規程第32条第1項の 規定により、文書取扱責任者は、保管期間経過後、引き続き保存を要する文書を文書主管課 に引き継がなければならないこととされている。また、同条第3項において、年度に関わり なく常時使用する文書については、引継ぎ及び移し替えを行わず現年度扱いとするものと されている。

処分庁は、公開請求された情報が、その情報の存否にかかわらず、同規程第32条第3項の規定に基づき、引継ぎの対象としていないと主張し、現に引継ぎを受けていないことが確認できているこのことから、文書保存番号が存在しないという主張は妥当であると判断できる。

また、第3の3における審査請求人の主張は、処分庁の弁明に対する反論ではなく、告示 文書は引継ぎの対象となる文書であるという審査請求人の主張に基づき、処分庁に対する 要求項目を列記しているに過ぎず、審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

なお、審査請求人が「令和4年12月28日付けで熊取町長が行った情報不存在決定(4 熊総第3480号)に対する審査請求」に係る意見書において、「個人情報保護規則第5条 に規定の告示に関する文書を熊取町は保有していない。」と述べていることは、当該文書を 処分庁が保有している、即ち、本件対象文書が存在するという前提に立つ本件審査請求にお ける主張と異なる主張を展開していると認められる。

以上のことから、不存在決定とした本件処分は、妥当である。

2 結論

情報公開審査会の判断と同様の理由により、不存在決定は妥当であると判断する。よって 行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和6年2月15日

熊取町長 藤原 敏司

教 示

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、熊取町を被告として(訴訟において熊取町を代表する者は熊取町長となります。)、 裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることができません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、熊取町を被告として(訴訟において熊取町を代表する者は熊取町長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経 過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります、なお、正当な理 由があるときは、上記の期間がこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した 後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。